

議案第77号

財産を無償で譲渡すること（旧鳥取県倉吉保健所犬管理 所用地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 財産の内容

| 種 類 | 所 在 地 | 数 量 |
|-----|-------------|----------|
| 土 地 | 倉吉市馬場町867番8 | 82平方メートル |

2 相手方

倉吉市見日町317番地

鳥取中部ふるさと広域連合

3 理 由

県で今後利用の予定がなく、立地上売却することも困難な県有地を隣接地の所有者に
譲渡し、土地の適正な管理を図ろうとするものである。